

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年十月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十月二十四日

埼玉県東松山県土整備事務所長 高 師 功

<p>路 線 名</p>	<p>県道川越栗橋線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>比企郡川島町大字下貉字一丁田 一一七番一地从先から 同郡同町大字新堀字小橋二九〇 番三地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十九年十月二十四日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十一年十月二十三日 付け埼玉県東松山県土整備 事務所長告示第七十号で告 示した道路予定区域の供用 開始である。延長三五〇・ 〇〇メートル。</p>